

# 諸外国の財政調整制度の比較

未定稿

資料3

	スウェーデン	ドイツ	カナダ
垂直調整機能・ 水平調整機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源均衡化交付金は主として垂直調整機能、部分的に水平調整機能</li> <li>・需要均衡化交付金は水平調整機能</li> <li>・構造交付金・過渡的交付金は垂直調整機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上税と州間財政調整は水平調整機能</li> <li>・連邦補充交付金は垂直調整機能</li> </ul>	垂直調整機能
配分 ル ル	<p><b>(1)財源均衡化交付金</b> 人口一人当たり税収が、全国平均比で115%(市町村)又は110%(県)を下回る自治体に対して交付 財源は主として国だが、人口一人当たり税収が全国平均比で115%(市町村)又は110%(県)を上回る自治体は拠出金を国に納付</p> <p><b>(2)需要均衡化交付金</b> 市町村は幼児保育、高校、高齢者介護、移民子弟、人口変化など8分野、県は医療、公共交通の2分野について、それぞれの分野毎に、年齢構造、地理的条件などにより生ずる人口一人当たりコストを算定し、当該コストが全国平均コストを上回る自治体に対して交付 人口一人当たりコストが全国平均コストを下回る自治体は、拠出金を国に納付し、国の支出は無し</p> <p><b>(3)構造交付金・過渡的交付金</b> 歳入の減少が課税力の一定水準を超える自治体に対して交付</p>	<p><b>(1)売上税収の州間配分</b> ・売上税収州分の25%を売上税を除く税収の1人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する(州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の94.475%)。 ・売上税収州分の75%を人口比例で各州へ配分する。</p> <p><b>(2)州間財政調整</b> ・課税力測定値(州の税収見積額に、標準税率による市町村税収見積額の64%を加算した金額)が調整額測定値(課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額)を上回る州が下回る州に交付金を交付する。</p> <p><b>(3)連邦補充交付金(連邦一州間の財政調整)</b> ①一般連邦補充交付金 調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%が交付される。 ②特別需要連邦補充交付金 旧東ドイツ地域や行政費用が相対的に高い中小州等への交付金</p>	<p><b>(1)平衡交付金(州に対して)</b> 一人当たり課税力が全州平均を下回る州に対して、全州平均との差額を連邦政府より交付 州間の公平性の確保の観点から、平衡交付金受領州の収入額が非受領州の収入額を超えることがないように、交付金額に上限を設定</p> <p><b>(2)準州交付金(準州に対して)</b> 広大な国土と比べて人口の少ない準州において、他の地域とほぼ同程度の公共サービスを提供する事を目的とし、準州の需要と課税力の両方を考慮して算定</p>
根拠規定	<p>【統治法(スウェーデン憲法の一部)】 第14章第5条(水平的)財政調整規定 「地方政府に対し、同等の財政的条件を達成することが求められる時に、他の地方政府の任務のための費用を拠出することを法律により義務付けることができる。」</p>	<p>【ドイツ基本法】 第107条(財政調整) 1「(前略)売上税の収入に対するラントの取得分は、各ラントの人口数に応じて配分されるが、ラントの取得分の一部を、4分の1を最高限度として、ラント税の収入ならびに所得税および法人税の収入の住民1人当たりの額が平均を下回るラントに対して、補充取得分として補填することを、連邦参議院の同意を必要とする連邦法によって規定することができる。」 2「法律は、ラントの財政力の格差が適正に調整されるよう確保しなければならず、その際、市町村(市町村連合)の財政力および財政需要を考慮しなければならない。(以下略)」</p>	<p>【1982年憲法】 「第3章 平等化と地域間不均等」第36条第2項 「カナダ議会及び政府は、州政府が合理的にみて同等な水準の税制をもっていれば合理的にみて同等な水準の公共サービスを供給できるよう十分な収入を得ることを保障するために、平衡交付金を交付する。」</p>